

第185回北上地区消防組合
議 会 臨 時 会 議 録

開会 令和7年12月25日

閉会 令和7年12月25日

北上地区消防組合議会議務局

第185回臨時会会議録

目 次

令和7年12月25日（木曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席議員	1
説明のため出席した者	1
関係市町出席者	2
議会事務局出席者	2
開会・開議	2
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第11号 北上地区消防組合火災予防条例の一部を 改正する条例	3
議案第12号 令和7年度北上地区消防組合一般会計補 正予算（第2号）	5
閉 会	7

第185回臨時会結果

議案番号	件名	議決月日	議決結果
議案第11号	北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例	12月25日	原案可決
議案第12号	令和7年度北上地区消防組合一般会計補正予算(第2号)	12月25日	原案可決

令和7年12月25日（木）

議事日程第4号

令和7年12月25日（木）午前10時開議
北上地区消防組合消防本部 大会議室

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第11号 北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する
条例
- 第4 議案第12号 令和7年度北上地区消防組合一般会計補正予算
(第2号)

出席議員（7名）

1番 佐々木 護 君	2番 太 田 洋 市 君
3番 藤 原 常 雄 君	4番 熊 谷 浩 紀 君
5番 高 橋 敏 樹 君	6番 刈 田 敏 君
7番 小田島 徳 幸 君	

欠席議員（0名）

なし

説明のため出席した者

管理者（北上市長）	八重樫 浩 文 君
副管理者（西和賀町長）	内 記 和 彦 君
副管理者（北上市副市長）	八重樫 義 正 君
会計管理者（北上市会計管理者）	千 田 里 枝 君
監査委員	伊 藤 広 務 君
監査委員事務局長	高 橋 良 枝 君
事務局長（消防長）	昆 野 美 継 君

事務局次長（消防次長兼北上消防署長）	小	原	和	弘	君
総務課長	高	橋	一	哉	君
予防課長	佐	藤		忍	君
警防課長	高	橋	周	一	君
西和賀消防署長	梅	木	敬	光	君

関係市町出席者

北上市企画部危機管理監	小	原	義	幸	君
西和賀町総務課長	吉	田	博	樹	君

議会事務局出席者

事務局長	昆	野	美	継	君
事務局次長	高	橋	一	哉	君
書記	藤	村	淳	生	君
書記	小	岩		晃	君
書記	阿	部	幸	史	君
書記	高	橋	洋	充	君
書記	及	川	直	哉	君

午前10時00分 開 会・開 議

○議長（小田島徳幸君） 第185回北上地区消防組合議会臨時会の開催に先だち、11月9日に行われました西和賀町、町長選挙において、再選を果たされました内記和彦様に対し、消防組合議会を代表してお祝いを申し上げます。この度はどうもおめでとうございます。今後におかれましても、北上地区消防組合の発展に末永く御尽力賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（小田島徳幸君） ただいまの出席議員数は7名であります。定足数に達しておりますので、これより第185回北上地区消防組合議会臨時会を開会いたします。

○議長（小田島徳幸君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配布しております議事日程第4号によって進めます。

○議長（小田島徳幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、6番刈田敏議員、1番佐々木護議員を指名いたします。

○議長（小田島徳幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（小田島徳幸君） 日程第3、議案第11号北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 昆野美継君 登壇）

○事務局長（昆野美継君） ただいま上程になりました議案第11号、北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

本年2月26日に発生した大船渡市林野火災を踏まえ、総務省消防庁で調査を行ったところ、市町村長が発令することのできる火災警報が消防法第22条第4項に規定されており、火の使用制限を行うことで火災予防に効果的ではありますが、これに従わなかった場合には罰則規定があり、住民に強い制限を強いることとなるため、全国的に火災警報の発令は低調であることが認められました。

このことから、林野火災予防の実効性を高めるため、強い制限や罰則を伴わずに住民へ注意を促す新たな制度として、林野火災の予防に関する章を新設するほか、所要の改正をしようとするものであります。

主な内容につきましては、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認める場合、段階的に林野火災に関する注意報・警報を発令することができるようにするほか、注意報・警報の発令の際に火の使用制限の対象となる区域を指定することができるようにするものであります。

なお、施行日は令和8年1月1日とするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小田島徳幸君） これより質疑に入ります。4番熊谷浩紀議員。

○4番（熊谷浩紀君） 新たに林野火災警報と林野火災注意報が新設されたということですが、市民の方、町民の方に周知が必要だと思うのですが、改めて新しい警報が出される場合の周知の仕方について聞きたいのが1点目、それからもう1点は、今回30万円以下の罰金、拘留の対象となると思いましたが、今までは罰金等についてどういう罰則規定があったのかをお聞きしたいと思います。

○議長（小田島徳幸君） 予防課長。

○予防課長（佐藤忍君） ただいまの御質問にお答えします。

1点目の周知の方法につきましては従来も行っておりましたが、当消防組合のホームページ、SNSでの発信、各種講習会、訓練などで広報活動等を雪解けまでにはしっかりと行い、地域住民の方にお知らせするとともに、市や町の広報誌、地域の自治体だより、地域のテレビ、FMなども活用して周知を進めていきたいと思っております。注意報、警報を発令した際には、消防車両等で巡回広報を行うこととしております。また、県がLアラートのサービスを利用する放送事業者に対して協力依頼をしたところ、ある程度テレビの画面への表示等に対しても一定の協力を得ることが可能となったと昨日通知が届いたところで、今後の依頼方法等について、市や町と協議しながら進めていきたいと考えております。

2点目の罰則についてですが、今まで条例に定められていた火災警報に、新たに林野火災警報、林野火災注意報を追加するものですが、罰則等に変更はございません。なお、これまでに当組合において火災警報を発令したことは一度もありません。

以上でございます。

○議長（小田島徳幸君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小田島徳幸君） 日程第4、議案第12号令和7年度北上地区消防組合一般会計補正予算第2号を議題といたします。

書記をして議案の朗読をいたさせます。書記。

（書記朗読）

○議長（小田島徳幸君） 提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 昆野美継君 登壇）

○事務局長（昆野美継君） ただいま上程になりました議案第12号、令和7年度北上地区消防組合一般会計補正予算第2号について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正の額は、歳入歳出予算の総額から113万2,000円を減額し、予算の総額を25億652万3,000円にしようとするものであります。

主な内容を歳出から申し上げます。6ページ及び7ページを御覧願います。

3款1項1日常備消防費の10節需用費117万7,000円の増のうち、印刷製本費17万7,000円の増につきましては、先程可決頂きました北上地区消防組合火災予防条例の一部改正の内容を、住民へ周知する目的で広報文を発行しようとするためのものであります。修繕費の100万円の増につきましては、車両等の修繕により当初予算配当額を全額支出したため、今後の修繕に備えようとするものであります。17節備品購入費230万9,000円の

減につきましては、職員への貸与品である防火服等の契約金額確定によるものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。4ページ、5ページを御覧願います。

初めに7款から御説明申し上げます。7款1項1目物品売払収入91万円の増は、車両更新により廃車となる消防車両の売り払いによる収入であります。

1款分担金及び負担金につきましては、先程まで申し上げて参りました歳入歳出の内容を反映させ、204万2,000円を減額しようとするものであります。なお、北上市は173万6,000円の減、西和賀町は30万6,000円の減とするものであります。

以上、補正予算の概要について申し上げましたが、よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小田島徳幸君） これより質疑に入ります。3番藤原常雄議員。

○3番（藤原常雄君） 歳入についてですが、物品売払金は、消防車両の売払いということですが、利用した期間は何年くらいで、距離はどのくらい走行したか質問します。

○議長（小田島徳幸君） 総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） ただいまの御質問にお答えいたします。

売払いの対象となった車両は、水槽付消防ポンプ自動車でございます。購入から18年間使用させていただいたものであり、売払い時点での走行距離数については、11万3,906キロを走行しているものでございます。

以上でございます。

○議長（小田島徳幸君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号令和7年度北上地区消防組一般会計補正予算第2号を採決いたします。この採決は、挙手により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（小田島徳幸君） 挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小田島徳幸君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、第185回北上地区消防組合議会臨時会を閉会いたします。

午前10時17分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北上地区消防組合
議 会 議 長

小田島 徳 幸

北上地区消防組合
議 会 議 員

川 田 敏

北上地区消防組合
議 会 議 員

佐々木 護